



KAWASAKI CITY

お知らせ

平成13年 1月30日

川崎市環境影響評価に関する条例施行規則第7条第2項の規定に基づき「仮称リサイクルパークあさお建設事業」に係る環境配慮計画書の写しを次のとおり縦覧いたします。

指定開発行為の名称	仮称リサイクルパークあさお建設事業			
指定開発行為の種類	廃棄物処理施設の新設（第1種行為）			
指定開発行為の計画	場 所	川崎市麻生区王禅寺1285番地ほか		
	計 画 概 要	開発目的	王禅寺処理センターの老朽化に伴う施設の建替整備	
		開発区域面積	面積 約5.6ha	
		計画施設	ごみ焼却処理施設, 粗大ごみ処理施設, リサイクル施設ほか	
施 行 期 間	着手予定	平成17年 月	完了予定	平成24年 月
縦 覧 場 所	高津区役所, 高津区役所橋出張所, 宮前区役所, 宮前区役所向丘出張所, 多摩区役所, 多摩区役所生田出張所, 麻生区役所, 環境局総務部環境審査課（本庁）			
縦覧期間及び時間	・平成13年1月30日（火）から平成13年2月28日（水）まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く。 ・午前8時30分から午後5時まで。			
意見書の締切日	・縦覧の環境配慮計画書について、環境の保全の見地からの意見がある方は、意見書を提出することができます。 ・平成13年2月28日（水）までに、川崎市環境局総務部環境審査課あて送付又は提出してください。 なお、意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所である区役所等の庶務担当部署若しくは環境局総務部環境審査課に用意してあります。			
縦覧書類の貸出	・環境配慮計画書の貸出を行っています。縦覧場所である区役所等の庶務担当部署若しくは環境局総務部環境審査課に申し出てください。			
環境配慮計画書とは	・市が行おうとする第1種行為のうち、規則で定める事業について、事業計画の概要、環境保全の考えた方等を記載した書類です。市民の皆様にもていただき、環境の保全の見地からの意見をいただくものです。			
問い合わせ先及び意見書提出先	川崎市環境局総務部環境審査課 電話044-200-2156 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地			